

# 認定特別事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減

対象税目：登録免許税（国税）

① 措置を講じる背景・課題（政策目的）

○我が国産業の競争力強化のためには、戦略的・抜本的な組織再編・事業再編を強力に推進することにより、国内の過剰供給・過当競争構造を解消し、産業の新陳代謝を促進していくことが必要。こうした中、我が国経営者の事業再編に係る決断を促すため、再編行為に伴う登録免許税の税率軽減を措置し、事業ポートフォリオの見直しと事業再編の円滑化を図る。

当該措置の政策体系における位置づけ

1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展  
（経済産業省政策評価基本計画（令和8年度～12年度）[https://www.meti.go.jp/policy/policy\\_management/kihon-keikaku/R8\\_R12seisakuhyoukakihonkeikaku.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/policy_management/kihon-keikaku/R8_R12seisakuhyoukakihonkeikaku.pdf)）

② 現行制度の概要

根拠条文：その他の特例（租税特別措置法第80条第2項）  
創設年度：令和6年度  
適用期限：法人及び個人事業主 令和9年3月31日まで  
事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：有】【事後：有】

○我が国の経済社会全体における経営資材の有効活用を通じ、我が国産業における生産性の向上を目指し、事業再編を行う取り組みを特別事業再編計画として認定し、認定を受けた取組に対して、税制優遇や金融支援等の支援措置を講じることで当該取組を後押しする。

○税制優遇のうち、登録免許税の軽減の軽減率は以下のとおり。

- ・合併時の増資の登記 0.15%⇒0.1%
- ・合併による資本金の増加 0.7%⇒0.15%
- ・分割時の増資の登記 0.7%⇒0.3%
- ・売買などによる不動産の所有権の取得 2.0%⇒1.2%
- ・合併による不動産の所有権の取得 0.4%⇒0.1%
- ・分割による不動産の所有権の取得 2.0%⇒0.1%

減収額

年度	令和6年度	令和7年度				
金額（億円）	0	0				

（出所）認定実績より

③ アクティビティ

○認定特別事業再編計画に基づく事業再編に対する特例措置等を通じて、事業再編による経営資源の有効活用により、事業者の生産性の向上を図る。特に、事業再編時の資本・資産にかかるコスト(登録免許税)を軽減することで、企業の成長のための事業ポートフォリオの見直しによる事業再編を促進する。

④ アウトプット

年度	令和6年度	令和7年度				
件数	0	0				
適用額（億円）	0	0				

（出所）認定実績より

# ○アウトカムに対する効果分析

<p>アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路</p>	<p>○事業再編時の資本・資産にかかるコスト(登録免許税)を軽減することで、企業の成長のための事業ポートフォリオの見直しによる事業再編を促進し、経営資源の有効活用により、事業者の生産性の向上を図る。 ○事業再編を行った上で、新たなサービスや新商品の開発・新たな生産方式の導入などによる原価低減等の前向きな取組を行うことで、より高い生産性の向上を後押しする。</p>
<p>⑤ 短期アウトカム</p>	<p>○合併や分割等といった事業構造の変更を行ったうえで、更なる生産性向上と競争力強化を実現するために、前向きな取組み（新商品の開発や新生産方式の導入による製造原価等の低減）を行う。 指標：新商品等の売上高比率を全社売上高や商品1単位当たりの製造原価の低減など 目標値：100%の認定事業者が、事業再編後に計画通り、前向きな取組みを実施する。 対象期間：計画開始から1年</p>
<p>短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路</p>	<p>○前向きな取組みを行うことで更に高い生産性と競争力の向上が期待できる。本特別事業再編計画では、基準年と比較し、計画終了年度に修正ROICの2%ポイントの上昇や固定資産回転率の5%の向上などを要件としている。</p>
<p>⑥ 中期アウトカム</p>	<p>○合併や分割等といった事業構造の変更に係る費用を軽減し、新たな取組等を促して生産性の向上を図る 指標：事業者の生産性（ROIC(投下資本利益率)の2%向上・有形固定資産回転率（売上高/有形固定資産+ソフトウェア）の5%以上） 目標値：基準年度と比較した生産性向上指標の最終年度における達成 対象期間：計画開始から3年以内</p>
<p>中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路</p>	<p>○本措置においては、生産性向上のほか、新たなサービスや新商品の開発・新たな生産方式の導入などによる原価低減等の前向きな取組を行うことも要件としており、登録免許税の軽減により合併や分割等といった事業構造の変更に係る費用を軽減し、新たな取組等を促して生産性の向上と産業競争力の強化を図っている。 ○事業再編による経営資源の有効活用により、事業部門における生産性向上を促すとともに、事業ポートフォリオを最適化し企業単位における付加価値額の向上を図る</p>
<p>⑦ 長期アウトカム</p>	<p>○事業再編により企業の生産性が向上し、より高い営業利益を生み出すことが可能となる。 指標：付加価値額（営業利益+人件費+減価償却費）の年平均成長率 目標値：再編前5年と再編後5年で比較し、年平均成長率が向上 対象期間：計画開始から5年</p>

分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
実施状況報告	認定事業再編計画の実施状況についての達成状況を確認できるため。
SPEEDA	営業利益等の企業情報が取得できるため。

●分析手法：平均の差推定法  
 選定理由：処置群と対照群の差分（再編前後での成長率）の平均値を直接比較することで、介入効果を簡潔かつ定量的に評価できるため。

制度の利用実績なし

【登録免許税】

- ・資産の登記に伴い発生する税金である。
- ・登録免許税が生じるM&Aの手法として主に合併、事業譲渡、会社分割が挙げられる。

【制度前提】

・特別事業再編計画はグループ外の事業者から資産取得するケースのみを制度の対象としており、グループ内の資産移動に伴う登録免許税は制度の対象外としている。

【企業者の傾向】

- ・新規事業の立ち上げ時のM&A手法として、株式取得を選択する傾向がある。
- ・合併や事業譲渡、会社分割はグループ内の再編手段として利用される場合が多い。

【まとめ】

- ・制度対象となる登録免許税が生じる再編手法（合併、事業譲渡、会社分割）はグループ内の再編手段として採用されるケースが多い。
- ・一方で特別事業再編計画はグループ内の資産移動を制度対象外としていることから、事業者による活用局面が限定されており、本制度では現状においても申請・認定実績がない状況にある。

# ○ 評価等

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	○今後の認定実績を踏まえ分析。	○今後の認定実績を踏まえ分析。	○今後の認定実績を踏まえ分析。

	短期	中期	長期
② 達成できていない場合の要因	○制度対象となる登録免許税が生じる再編手法（合併、事業譲渡、会社分割）はグループ内の再編手段として採用されるケースが多い。 ○一方で特別事業再編計画はグループ内の資産移動を制度対象外としていることから、事業者による活用局面が限定されており、本制度では現状においても申請・認定実績がない状況にある。	○同左	○同左

③ 政策効果等	○今後の認定実績を踏まえ分析。		
---------	-----------------	--	--

④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	○事業再編計画においても登録免許税の軽減措置があり、特別事業再編計画ではより大幅な税率の軽減を設定している。特別事業再編計画はM&Aを複数回実施する積極的な経営スタンスの事業者を支援するものであり、軽減率の相違について妥当なものであると考えている。		
---------------------------	--	--	--

⑤ 見直しの方向性	○制度の活用実績がなく、またグループ内の資産移動を制度の対象外としている特別事業再編計画の性質上今後の活用も見込めないため、制度の終了が相当と考えている。		
-----------	---	--	--

主担当部局 : 経済産業政策局 地域経済産業政策課